minox minox

日 本 ミ ノ ッ ク ス ク ラ ブ 会 則

minox minox

（2018年7月1日改定）

第1章　名称と事務局

第１条　本クラブは、日本ミノックスクラブ『 JAPAN MINOX CLUB 』と称す。

第２条　本クラブは、本部を埼玉県上尾市の水川　繁雄 方に置く。

第2章　目的と事業

第３条　本クラブは、ミノックスカメラ(8×11㎜)の愛好者を以て組織する。

第４条　本クラブは、写真技術の研究及び親睦をはかることを目的とし、毎月1回例会を開催し撮影会、展覧会、研究会等を随時開催する。

第５条　本クラブは、会員相互の研究の成果、作品の発表、意見等の交換のために会報『 MINOX CLUB NEWS 』を発行する。

第3章　役員と組織

第６条　本クラブは、会員より幹事若干名を選出し、幹事会の互選により、会長1名、副会長2名を定め、幹事の内より幹事長・総務・会計・編集・企画・監査の各スタッフを会長が任命し、任期は2ケ年とし留任を妨げない。

第７条　本クラブは幹事会の決議により、顧問、客員を若干名を置くことができる。任期は定めない。

第８条　幹事会は日常業務処理、運営にあたる。

第９条　本クラブは毎年1月総会を開催し、予算、決算、会則改定等を審議するものとする。
但し会長の要請により、臨時総会を開催する事ができる。
決議は出席者の過半数の承認を以てする。

第10条　本クラブは、会則に定めない事項については、その都度幹事会にはかり決定する。

第4章　会員と会費と会計

第11条　本クラブの目的に賛成して入会を望む者は次ぎの手続きを経て会員の資格を持つことができる。所定の申込用紙に所要事項を記入し、総務へ申込み、次条に定める入会金金・年会費を指定する郵便振替口座当てに納入のこと、本クラブは入金の確認をもって会員名簿に登録する。

第12条　本クラブは、運営費を入会金、年会費、寄付金等の収入を以て賄う。
入会金　￥5,000.-　年会費　￥10,000.-　とし、年会費の納入は前年の12月末日までに、本クラブで定める郵便振替口座宛に、一括 前納するものとし、その振替手数料は会員各自の負担とする。
会費の納入期限を3ケ月を越え滞納の場合は、その資格を失うものとする。

第13条　本クラブの名誉を傷つけ、又は損害を及ぼす行為のあった会員には、幹事会の決定により、必要な処置をとることができる。

第14条　本クラブの会計年度は毎年1月１日に始まり、12月31日に終わる。

第15条　本クラブの設立年月日は1969年1月21日とする。

第16条　本クラブの会則は2018年7月１日より施工する。

住所　〒362-0021
埼玉県上尾市原市3233-63　水川　繁雄 方
日本ミノックスクラブ　TEL・FAX:　048-722-1576
e-mail　mizusan@zf6.so-net.ne.jp

会計口座 郵便振替　口座番号　00110-4-19333
加入者名　日本ミノックスクラブ